

# 第1 行政評価・監視の目的等

## 1 目的

「特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準」（平成14年4月26日閣議決定）及び「特別の法律により設立される法人の運営に関する指導監督基準」（平成18年8月15日閣議決定）により、国として一定の指導監督を行うこととされている「特別民間法人」及び「特別法人」について、これまで必ずしも明らかにされてこなかったこれらの法人の実態や国との関わりの全体像を明らかにしつつ、こうした法人が担うべき行政代行的・行政補完的機能の的確かつ効率的な発揮の観点から、これらの法人の事務・事業運営の状況、関係府省による指導監督などの関与の状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

## 2 対象機関

### (1) 調査対象機関

国家公安委員会（警察庁）、金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省

### (2) 関連調査等対象機関

特別の法律により設立される民間法人、特別の法律により設立される法人、関係団体等

## 3 担当部局

行政評価局

関東管区行政評価局

## 4 実施時期

平成24年12月～25年12月